

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 24 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

過年度における平均賃金月額及び平均工賃月額の修正について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型については、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者の賃金や工賃の向上が重要であり、厚生労働省においては、毎年度の各事業所における平均賃金月額及び平均工賃月額を集計し、実績を公表しています。

今般、過年度において、平均賃金実績及び平均工賃実績の全国値に修正が生じたので、お知らせします。

今般の修正に伴い、都道府県におかれては、必要に応じて都道府県工賃向上計画をご修正いただくほか、管内の就労継続支援 B 型事業所が作成する事業所工賃向上計画の修正があった場合には、ご対応をお願いいたします。

また、指定権者におかれては、就労継続支援 B 型事業所にかかる目標工賃達成加算について、下記のとおりご対応をお願いいたします。

なお、都道府県毎の平均賃金月額及び平均工賃月額には修正がないことを確認しております。

皆様に御負担をおかけすることをお詫び申し上げるとともに、御協力をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く）に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 修正の内容

厚生労働省において、集計・取りまとめを行っている「工賃（賃金）実績報告」において、以下の修正（厚生労働省で各都道府県から報告された実績を元に全国値を集計する際、一部の事業所のデータが除外されていたことによる修正）が生じたもの。

（1）就労継続支援 A 型事業所の平均賃金月額

	（修正前）	（修正後）
・ 令和元年度	78,975 円	78,971 円（－4 円）
・ 令和 4 年度	83,551 円	83,552 円（＋1 円）

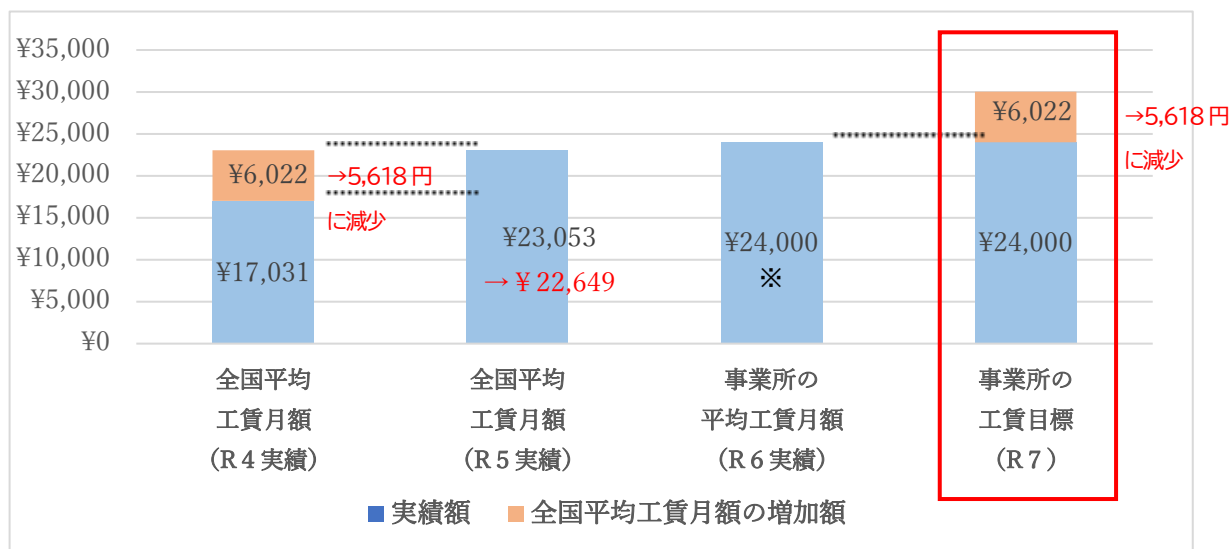
(2) 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額

	(修正前)	(修正後)
・ 令和元年度	16,369 円	16,371 円 (+2 円)
・ 令和5年度	23,053 円	22,649 円 (-404 円)

2. 今回の修正に伴う影響

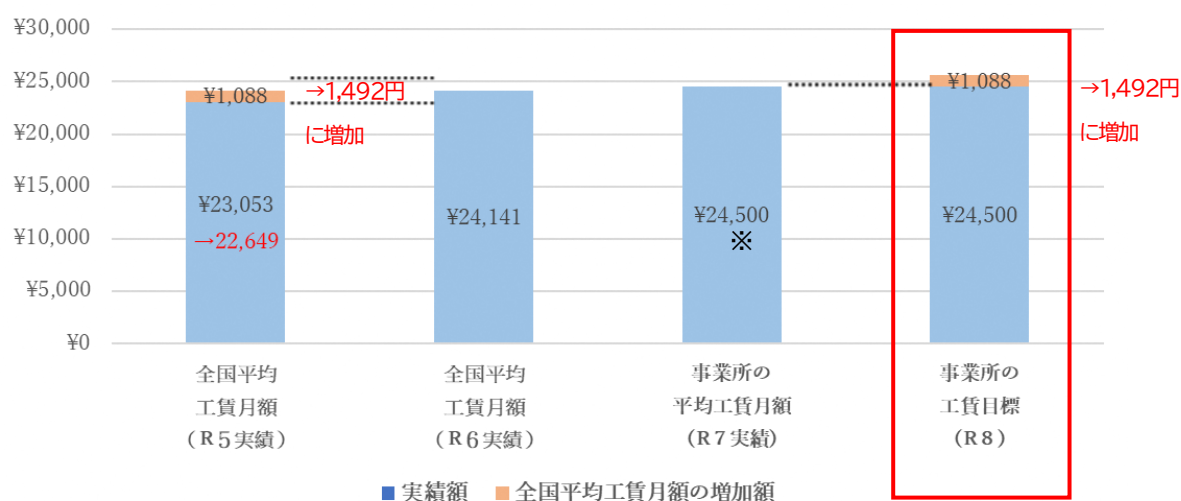
令和5年度の就労継続支援B型の平均工賃月額の修正に伴い、都道府県が策定する都道府県工賃向上計画及び就労継続支援B型事業所が策定する事業所工賃向上計画の修正が生じる可能性がある。

また、令和8年度及び令和9年度の目標工賃達成加算の要件が変更となる。具体的には、令和8年度における目標工賃達成加算の加算要件は「令和7年度において、前年度実績を 6,022 円 以上上回る目標を達成すること」であったところ、今般の修正により、「令和7年度において、前年度実績を 5,618 円 以上上回る目標を達成すること」となる。



※仮に、令和6年度の事業所の平均工賃月額の実績が24,000円であった場合の例。

また、令和9年度における目標工賃達成加算の加算要件は、「令和8年度において、前年度実績を 1,088 円 以上上回る目標を達成すること」であったところ、今般の修正により、「令和8年度において、前年度実績を 1,492 円 以上上回る目標を達成すること」となる。



※仮に、令和7年度の事業所の平均工賃月額の実績が24,500円であった場合の例。

なお、令和元年度の就労継続支援B型の平均工賃月額の修正や、令和元年度及び令和4年度の就労継続支援A型の平均賃金月額の修正に伴う具体的な影響は特段想定されない。

3. ご対応をお願いしたい事項

(1) 指定権者における対応

各指定権者におかれては、「1. 修正の内容」に示した今般の修正内容及び「2. 今回の修正に伴う影響」に示した目標工賃達成加算に係る影響について、管内の就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所等に周知いただきたい。

また、事業所から令和8年4月中に提出を受ける令和8年度の加算届出において、事業所が、前年度実績を 5,618 円 以上上回る工賃目標を達成している場合には目標工賃達成加算の要件を満たすこととなるので適切に対応していただきたい。

加えて、令和9年度においては、事業所が、前年度実績を 1,492 円 以上上回る工賃目標を達成している場合には目標工賃達成加算の要件を満たすこととなるので適切に対応していただきたい。ただし、令和9年度以降については次期報酬改定により変更が有り得るので留意すること。

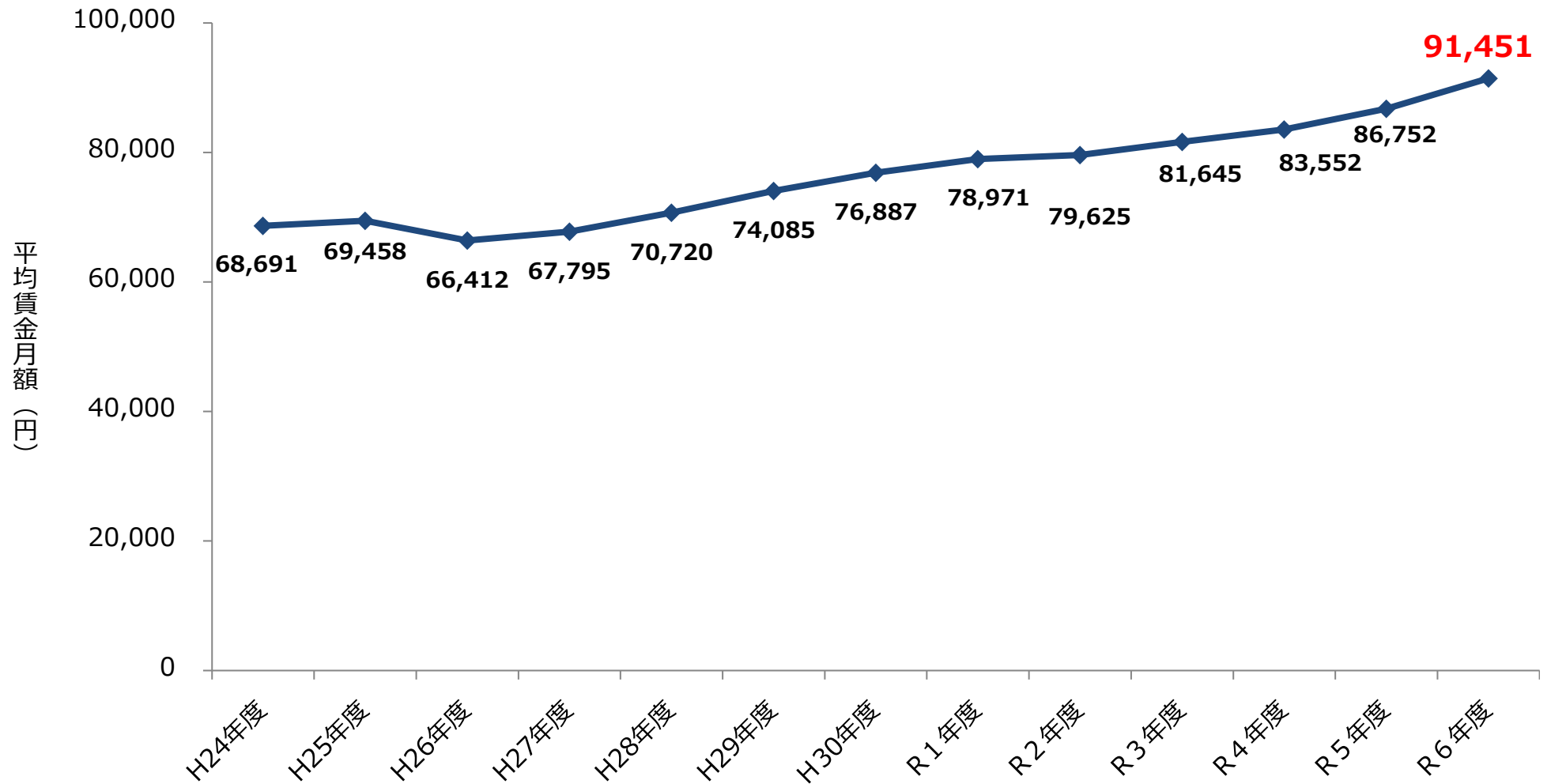
(2) 都道府県における対応

都道府県におかれては、都道府県において策定している都道府県工賃向上計画について、全国平均工賃実績を記載している場合等、必要に応じて修正等ご対応いただきたい。また、今般の修正に伴い、管内の事業所から事業所工賃向上計画の見直しがあった場合はご対応いただきたい。

なお、事業所工賃向上計画の見直しについては、原則として各年度5月末日までに都道府県に提出することとしているが、令和7年度の目標工賃については、今般の修正に伴う見直しに限り、特例的に令和8年4月中の提出を認める取扱いとしていただきたい。

就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額の推移

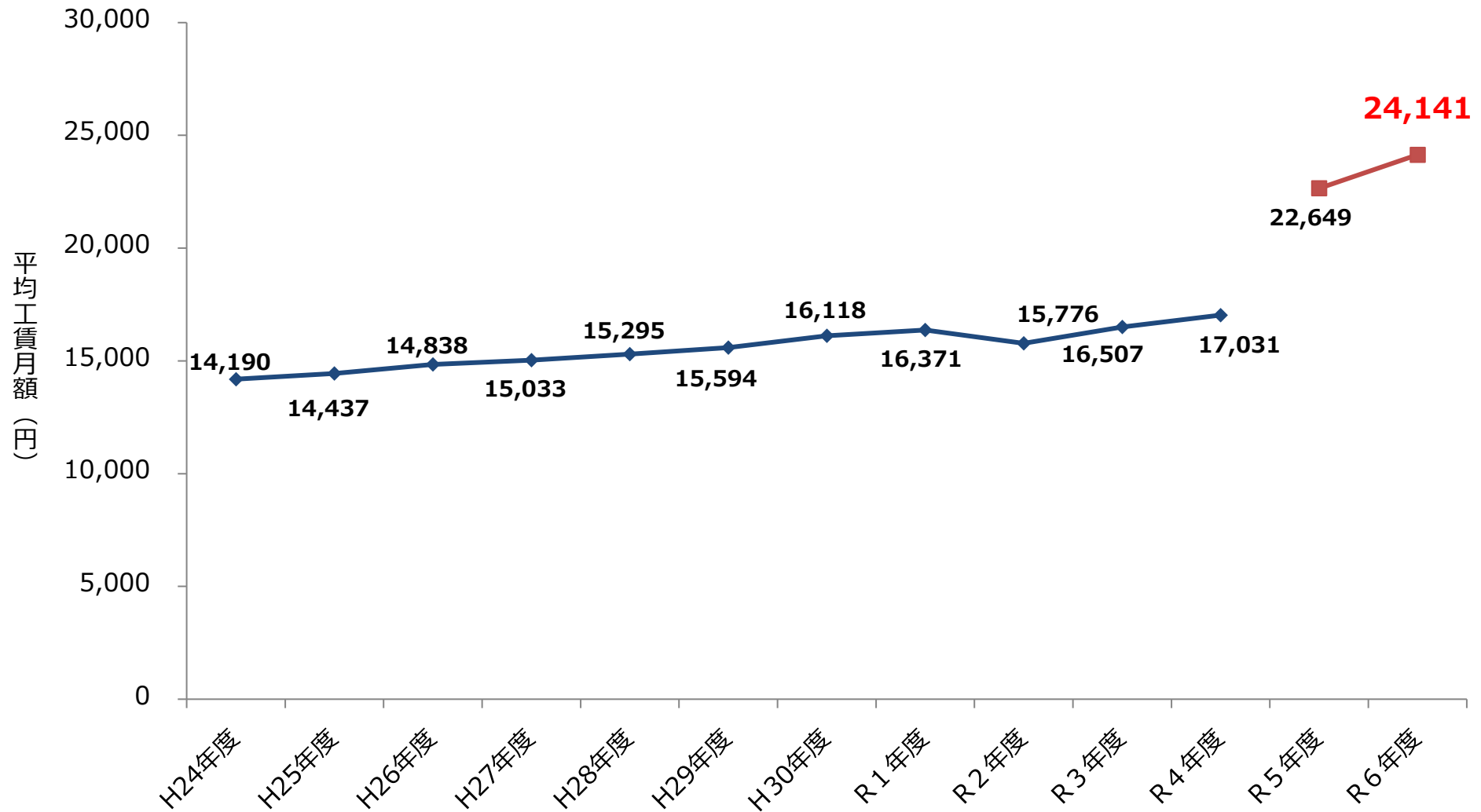
参考資料



※令和元年度実績を78,975円から78,971円に、令和4年度実績を83,551円から83,552円に修正している。(令和8年3月追記)

就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額の推移

参考資料



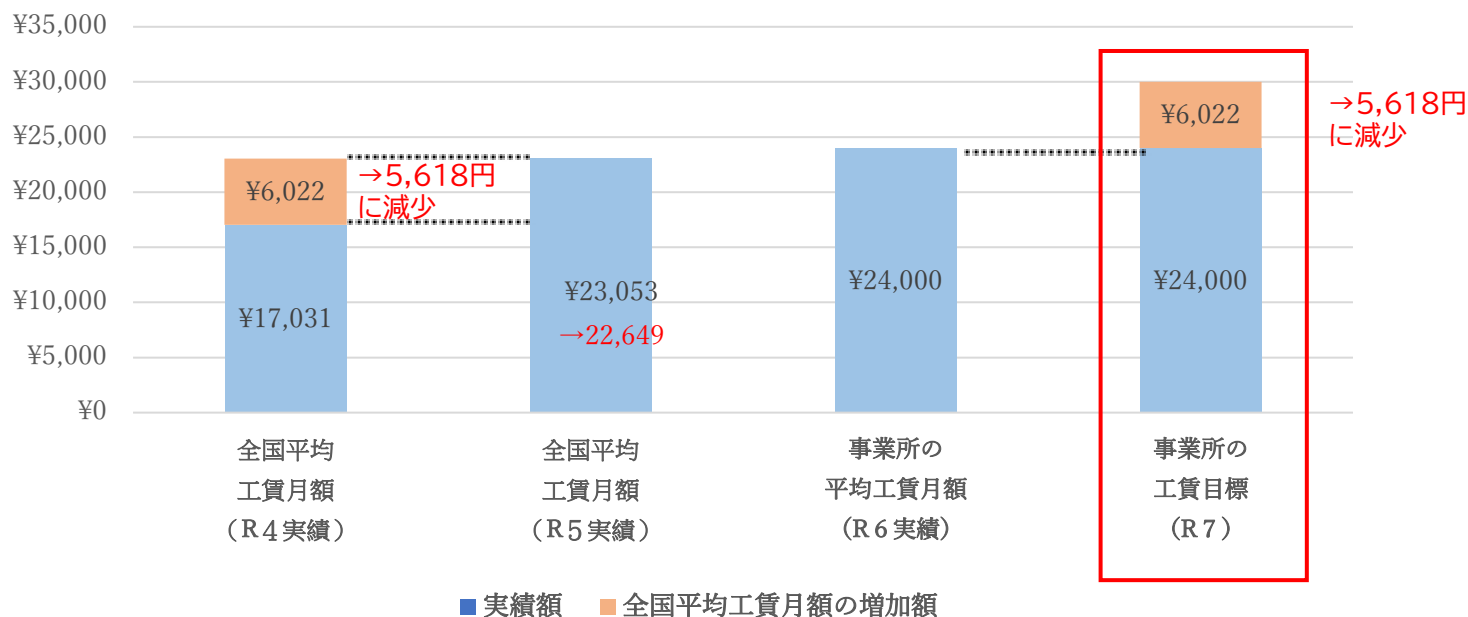
※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援 B 型事業所については、令和 4 年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和 5 年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）

※令和元年度実績を16,369円から16,371円に、令和 5 年度実績を23,053円から22,649円に修正している。（令和 8 年 3 月追記）

令和 5 年度平均工賃月額の修正に伴う影響

令和 8 年度の目標工賃達成加算の算定にあたり、令和 7 年度は前年度実績を 6,022 円以上上回る目標を達成する必要があったが、今般の修正により、5,618 円以上上回った場合に、令和 8 年度に加算を受給することが可能となる。

事業所においては、必要に応じて、令和 7 年 4 月に報告済みの令和 7 年度工賃目標について、令和 8 年 4 月中に都道府県に修正報告の上、目標工賃達成加算の該当有無を指定権者に報告する必要がある。

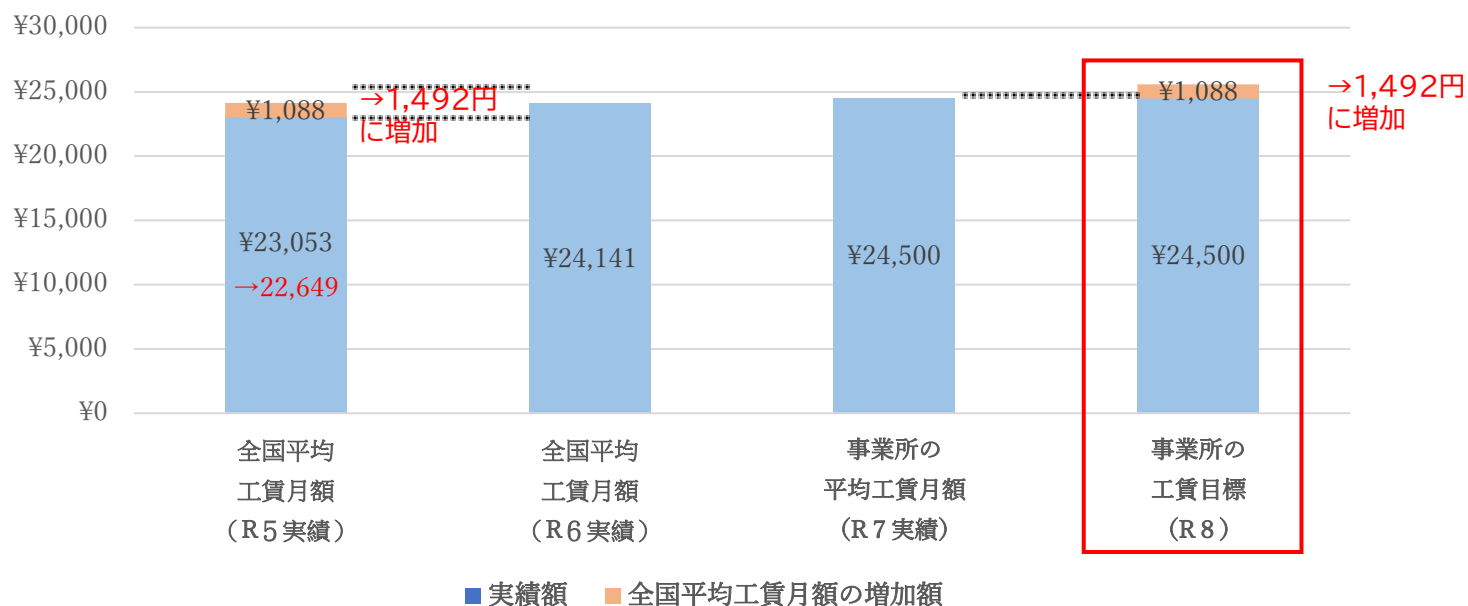


※仮に、令和 6 年度の事業所の平均工賃月額の実績が 24,000 円であった場合の例。

令和 5 年度平均工賃月額の修正に伴う影響

令和 9 年度の目標工賃達成加算の算定にあたり、令和 8 年度は前年度実績を1,088円以上上回る目標を達成する必要があったが、今般の修正により、1,492円以上上回った場合に、令和 9 年度に加算を受給することが可能となる。

事業所においては、必要に応じて、令和 8 年度工賃目標について、令和 8 年度中（原則 5 月末まで）に都道府県に修正報告し、令和 9 年 4 月に目標工賃達成加算の該当有無を指定権者に報告する必要がある。（ただし、令和 9 年度以降については次期報酬改定により変更が有り得る）



※仮に、令和 7 年度の事業所の平均工賃月額の実績が24,500円であった場合の例。